

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

☎ 住民保険課 ☎27-0174

後期高齢者医療「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の送付について

《資格情報のお知らせ》



《資格確認書》抹茶色（薄い緑色）

後期高齢者医療資格確認書	
有効期間 令和〇年〇月〇日	
交付年月日 令和〇年〇月〇日	
報告者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜県岐阜市御津町富東一丁目 1番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日
負担割合	〇割
市区区分	令和〇年〇月〇日
免除期日	
特定市区区分	
免除期日	
保険者番号	□□□□□□□□
並びに保険者の名称及び印	岐阜県後期高齢者医療広域連合 公印

後期高齢者医療の「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証利用登録のある**84歳以下の方**に普通郵便で送付します。受診等の際は、マイナ保険証をご使用ください。また、「資格情報のお知らせ」交付者以外の方には、「資格確認書」を簡易書留で送付します。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには？

STEP 1 マイナンバーカードを申請

- 申請方法は選択可能です
- ①オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
 - ②郵便による申請
 - ③まちなかの証明写真機からの申請



STEP 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

- 利用登録の方法
- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
 - ②「マイナポータル」から行う
 - ③セブン銀行ATMから行う



STEP 3 医療機関・薬局で受け付け

- マイナ保険証の利用方法は次の通りです
- ①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
 - ②本人確認を行う（顔認証か暗証番号）
 - ③診療や服薬など、情報提供の同意を選択



マイナ保険証をぜひご利用ください！

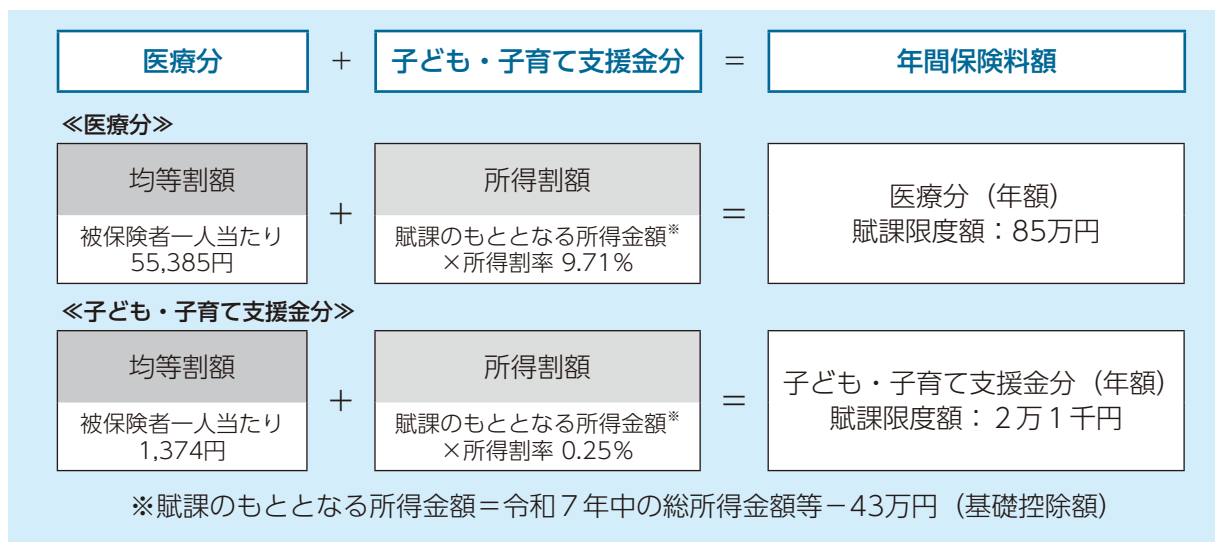
マイナ保険証を使用するとデータに基づくより良い医療を受けることができた、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリットがあります。

●令和8年度 保険料について

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計です。

5月末までに岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されます。令和8年度以降の保険料額は従前の医療分と子ども・子育て支援金分の合計額となります。



●保険料の軽減措置

均等割額の軽減

世帯の所得によって保険料が軽減されます。

同じ世帯の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等の合計額によって軽減割合が定められます。（7割・5割・2割）

※令和8・9年度は医療分に限り均等割額の7割軽減に加え、更に0.2割軽減を行います。

●被用者保険*の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日時点で、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年間は5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方

年金からお支払いいただく「特別徴収」と納付書や口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

特別徴収	<p>年金の受給額が年額18万円以上の方</p> <p>※介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方</p>
普通徴収	<p>①特別徴収の要件に該当しない方</p> <p>②75歳になったばかりの方や、他市町村から引越したばかりの方など</p> <p>保険料の納め忘れがなく、便利で安心な口座振替をご利用ください。</p>

●確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、確定申告期限までの情報等に基づく保険料額の決定通知書等をお送りします。後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、決定通知書等を送り直します。これにより、特別徴収であった方が、普通徴収に切り替わることがあります。